

# 行財政運営の基本方針の改訂について

( 行財政運営の基本方針 <改訂版> の概要 )

## 1 道財政の現状

今後の道財政を取り巻く情勢は、なお厳しい状況にある

- ・令和4年度以降も引き続き収支不足が生じる見通し
- ・実質公債費比率は全国の都道府県で最も高く、今後も高い水準で推移
- ・複雑・多様化する道政課題への対応が欠かせない状況

## 2 今後の財政運営の基本方針

次の4つの基本方針に沿って、財政の健全化に向けた取組を進める

収支不足額の計画的な解消	(1) 歳出の削減・効率化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施策や事務事業の徹底した精査やゼロベースでの見直しなどによる『量的な削減』</li> <li>➤ 既存事業の再構築やスクラップ・アンド・ビルドなどの取組を通じた『質の一層の向上』</li> </ul>
実質公債費比率の改善	(2) 更なる歳入確保の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 道税や地方交付税など一般財源総額の安定的な確保</li> <li>➤ 道税や税外諸収入の収入未済額の縮減</li> <li>➤ 道有資産の有効活用（売却や貸付）</li> </ul>
その他財務体質の改善	(3) 残された財政課題への対処
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画的な減債基金への積戻し（毎年度当初予算で30億円程度計上）による積立留保額の段階的な解消</li> <li>➤ 経費節減等に伴う財源を活用した繰上償還や更なる積戻し</li> </ul>
道政課題への着実な対応	(4) 財務体質の改善に向けた着実な取組の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経費節減等に伴う財源を活用した財政調整基金への積立て</li> <li>➤ 公社に対する反復かつ継続した短期貸付金の見直し</li> </ul>
	(5) 政策財源の確保等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 民間の資金やノウハウなどの積極的な活用（官民連携）による施策の推進</li> </ul>

## 3 今後の収支対策

収支不足額が生じる見通しにあるため、当面2年間の収支対策を講じる

令和4年度～5年度	新規道債発行の抑制にも可能な限り努めながら、行政改革推進債や調整債の活用といった財政的調整に加え、歳出削減や歳入確保などに取り組む
令和6年度以降	今後の感染症の状況や地方財政対策など国の動向を踏まえ、改めて収支見通しの精査を行い、必要に応じて対策の見直しや追加等を検討する

## 4 財政の健全化に向けた目標

今後の道財政の健全化を着実に進めるため、次の目標を設定する

収支不足額の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間中は、収支不足額の逦減を図る</li> <li>・中長期的には、毎年度の予算編成の中で機動的な対応が可能となる水準までの縮小を目指す</li> </ul>
実質公債費比率の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間中は、早期健全化基準である「25%」未滿を維持</li> <li>・中長期的には、地方債の許可団体の基準である「18%」未滿を目指す</li> </ul>

## 5 その他財務体質の改善に向けた中長期的な取組

中長期的な財政課題の解消に向けて、次の課題にも取り組む

財政調整基金の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じた経費節減等に伴う財源などを活用した積立て</li> <li>・将来的には概ね500億円程度の確保を目指す</li> </ul>
短期貸付金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的な長期貸付への転換（いわゆる「単コロ」）</li> <li>・段階的な用地取得等（いわゆる「オーバーナイト」）</li> </ul>